

総務委員会会議録

平成28年8月3日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:25

【 案 件 】

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市立地適正化計画素案（骨子案）に対する12地区住民懇談会
開催結果について (地域連携都市政策室)
2. 平成28年度飯塚市職員採用試験について (人事課)
3. 「朝型勤務（ゆう活）」の試行について (人事課)
4. 第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）
説明会実施状況について (行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成28年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配布しております資料に基づき、ご説明いたします。資料の「入札制度について」をお願いいたします。

まず、「平成28年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。

この資料は、平成28年6月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みでさらに細かく分類をしております。

6月末までの入札件数といたしましては24件、契約金額の総額は19億3359万5280円でありまして、その平均落札率は90.32%となっております。

次に、「平成28年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。

平成28年6月末現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございまして、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

本年度は6月末までに、10件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が6件、建築一式工事が4件となっております。10件うち、6件が最低制限価格で応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、90.42%となっております。

次に、「平成28年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

これは、等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で、6月末までに1件実施しております。なお、落札率につきましては、85.19%となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

まず、執行部のただいまの報告に関連してお尋ねします。1ページ目に工事契約落札率別内訳表と書いてある資料がありますけれども、落札率が99.6%以上ということになっておりますけれども、これ100%なんですね。したがって、100%というのを、今後は記入するように、わかるようにしてはどうかと。歓迎しているわけではもちろんありません。そこで1者入札、100%落札について、これまでの総務委員会で指摘したことがありますけれども、執行部として、この1者入札、100%落札率ということについてどのような認識を持っておられるのか、現在の段階で。お尋ねします。

○契約課長

お手元の資料につきまして、先ほども説明させていただきました建築一式工事で昨今1者入札、100%という事例が見られております。これにつきましては、限られた業者数の中で、大量発注を過去2年間にわたって行ってきて中で、限られた業者数でございます。どうしても入札参加業者数の確保が厳しい現状がございます。委員ご指摘の1者入札、100%、これにつきましては、例えば、ほかの業種では多数の入札、応札者がなされ、くじ引きにより最低制限で落札者を決定してる分野もあるところから考えてみますと、やはり望ましいことではないという認識は持っております。

○川上委員

望ましいことではないということなんだけれども、その望ましいことではないことが起こってるわけですね。これについて、もう少し考えていく必要があると思うんです。私は、このように競争性がなくなるようなことでは本市の入札制度全体について、壊されてしまうのではないかという危惧を抱くんです。ここには偶然によって1者入札、100%落札ができていいのか。それとも別の要因があるのかも検討が必要だと思います。それで、このままでは市全体の入札制度の信頼性が壊されてしまうのではないかと思いますけど、その辺についてはどうお考えですか。

○契約課長

入札制度を運用しながら、我々発注業務を現在担任しております。この中で本来、競争性及び公平性の確保というのが非常に重要な義務だと感じておるところではございます。今までの運用の中で、公平性と競争性、ともに確保できてきたと考えておりますが、同じような答弁になって恐縮なんですが、非常に大量の発注が昨今集中いたしておるところから、公平性の確保はできていると考えておりますが、競争性の確保という部分では、非常に厳しい状況になっております。確かに、委員が言われるように、入札制度は生き物でございますので、弾力的な運用に努めていかなければならないということは自覚はいたしておりますけども、今は非常になかなか厳しい状況になっております。

○川上委員

昨日来の報道で羽田空港の舗装にかかわって大規模な談合が指摘されているわけですが、いずれにしても、入札についての信頼性を失ってはいけないというのが、大きなテーマだと思います。この信頼性が崩されつつあるのではないかという心配をするわけです。これについてはどういうふうに考えられますか。

○契約課長

税を原資として発注業務を行っております。その中で、一方では最低制限で落札する業務もあれば、一方ではこのように100%で入札をするというふうについて、非常に、先ほども言いましたようにいかななものかと思うところもありますが、しかしながら、限られた業者数の中で、公平性を確保しながら業務を行っておりますので、まず、その信頼性ということに関しては、ともかく我々はそこは堅持はしていかなければいけないものであるということは考えております。

○川上委員

1者入札、100%落札率で、飯塚市はいいんですねというような思いがその地元の業者さんの中で広がるような事態になれば、大変なことと思います。何のために入札しているのかということになりますから。

私は、もう一つの角度で言うと、品質確保に1者入札、100%落札というのが悪影響を及ぼしていないかと。この視点で市は工事をチェックする必要があるんじゃないかと思いますが、そのようにお考えになったことがありますか。

○契約課長

以前、発注を行いました穂波の小中一貫校及び幸袋の小中一貫校、工事が完了しまして竣工が回ってきております。この中での工事成績評定値につきましては、ほぼ85点前後の点数で判定を行われておりますので、品質の確保については我々が行われているのではないかとこのふうには考えております。

○川上委員

点数というのがわかりやすいのかもしれませんが、皆さんにとっては。しかし、現実に現場で仕様書どおりできているかってことと同時に、その施設をつくる目的に沿って確保できているのかという現場での判断というのがいると思うんです。現場でチェックする必要があるのではないかと。

それから、今ずっと聞いておりますと、競争性、公平性、信頼性、話をお互いしてきたんだけど、限られた業者の中で大量発注をしているので仕方がないと、仕方がないというふうには言われなかったと思うけど、いう状況になっていきますと。そうすると、好ましくないことが起こっている現実を防ぐ、防止するために執行部としてどのような手だてをとられているのか、お尋ねしたいと思います。

○契約課長

それぞれの発注案件、2500万円以上の案件につきましては、業者選考委員会で検討し、発注等を行っておるところでございます。その際に、現在の業者の状況等も委員会に付議しながら、発注の内容について検討いたしておるところでございますが、今、委員ご指摘のようなことが予想される案件もございます。その中で新たな、全く新たな取り組みについては、今のところ、大変申し訳ございませんが、実施はできておりません。

○川上委員

好ましくない事態を防ぐ手だては何らとれていないということですか。

○契約課長

そうですね、例えば、入札参加業者数が少ない中で、例えば、手持ちを撤廃するとかいうふうな、そういった方策等については検討いたしておりません。

○川上委員

いろんなことが考えられると思います。このような住民福祉サービスを必要なときにきちんと手を打つというために発注をしなきゃならないということもあると思います。それは第一番目のことと思うんですね。しかし同時に、このように1者入札、100%落札が同じ日に、2つも発生するような事態というのは、異常だと思わないといけないと思うんです。だから、

市が発注者として、真剣に、好ましくないというふうにおっしゃったんだけど、異常な事態打開のために、手を打たなければならないというふうに思います。どういう手を打つのかということについては、よく研究が必要かと思えます。私は、そのためには、1者入札、100%落札について、こうなった業者に事情をよく聞いたかというふうに思うんです、まず。落札したらそれで終わりってわけにいかないんだと。1者入札とか100%とかなったときはどうしてこうなったんでしょうねと聞いてみればいいじゃないですか。こういうことをきちんとマニュアル化するとか、起こさないほうがもちろんいいんですけど。それから、仮想の入札札を用意するとかいうこともいるんですよ。仮想の業者の入札をします。そしたらそれより上回るようではもう無理ですよと、1者であっても。そういうようなことも考えることができます。だから、私がおんなじようなことを思いつくぐらいだから、プロ集団の皆さんのほうで、そういうこと思いつかないはずがないんです。どうしてそういうことができないかというほうが私にとっては疑問です。

執行部報告についての質問は以上にとどめたいと思いますけれども、関連して続けていいですか。次のテーマは、入札制度の根幹にかかわる幾つかのテーマで質問したいと思うんですけど、実例を挙げながら、聞きたいと思えます。先週7月29日に鎮西小中学校建設工事が告示されました。この告示に当たって、幾つかの発注入札の原理原則がどのように貫かれているかということをお尋ねしたいと思うんです。そこで、まず、29日が告示なんですけれども、入札までのスケジュール、どのようになっているかお尋ねします。

○契約課長

質問委員、今お尋ねの案件につきましては、7月29日金曜日に告示をいたしております。全て一般競争入札でございます、入札参加申請が8月12日まで、その後8月23日火曜日の入札執行を予定いたしております。

○川上委員

今回の入札のやり方を決めた会議はどこで決めたんですか。

○契約課長

7月27日に業者選考委員会を開催いたしまして、その場にて決定いたしております。

○川上委員

ここからなんですけれども、1工区、2工区、3工区、4工区、5工区でしょう。校舎の電気設備、体育館の電気設備、体育館の給排水ということで、予定価格、税などを除いて47億5400万円程度の予定価格の総額になりますね。最低制限価格が42億4450万円くらいなんですけども、これだけの大きな事業なんだけど、分離分割発注という考え方は、どのようにとってこられたのかですね、お尋ねします。

○契約課長

今回の鎮西小中一貫校の発注につきましては、全て市内業者さんで履行可能ということで、考えまして、その中で委員会でも委員等からもご指摘をいただいております中、分離分割発注の前提に鑑みまして、建築工事につきましては、5工区、それから電気、給排水につきましても、分離分活、これにつきましては、今回まだ告示している以外の、まだ工事が残っておりますので、それについては今後また検討していくと。当面、今回議案にかかわる分を告示をさせていただきます。

○川上委員

この関連の工事としては、あと、公民館とかあるということなんでしょうけど、1工区、2工区、3工区、4工区、5工区を見ると、さらにこれを分割することは考えてなかったですか。

○契約課長

基本、分離分割発注の方針というのは変えておりません。その中で、割れる部分については、

割って発注しているところがございますが、内部で協議した結果、このような5工区の分割になった次第でございます。

○川上委員

趣旨を先にいいましょう。5つに割って、8つに割っているのではないかと、建築でいえば、5つに割っているのではないかというふうに言われるかもしれません。それはそれなんですけれども、この分離分割発注をもっと徹底できたのではないかという問題意識があるわけです。そういう議論をしたけれども、最終的にはこのようにしましたということ、そういう答弁ですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

告示を見るともっと分割しようと思えば、分割できるだろうと思うところが幾つかあります。入札が終わってないものについて、これ以上の答弁が難しいということがあるかもしれませんけれども、分離分割については、市の基本原則なのに、物品の納入については、財産の取得については3億円一括したほうが安いからとか、そういうことを言ってきて、分離分割について、揺らぎがあるんです。本市のそうした反映が鎮西中学校の工事に出ているのではないかという危惧を抱いています。いずれ、契約議案となって審議する場面が出てくると思いますので、今日は、入札制度の審査です。

それから、工事内訳書があるんですけども、これは誰がつくってるんですか。工事内訳書のマニュアル。

○契約課長

内訳書のマニュアル、内訳書についての特段、マニュアルっていうのはございません。

○契約課長

大変、恐れ入ります。チェックマニュアルを質問委員、お尋ね……。申し訳ありません。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:21

再開 10:22

委員会を再開します。

○建築課長

今回の建築工事、設備電気工事の設計数量書、内訳書に関しましては建築課のほうで作成しております。

○川上委員

これはPDFでつくってあるんです。つくってあるというか、エクセルかなんかでつくってるんでしょうけど、ホームページではPDFになってますよね。このまま計算式はもちろん入らないんだけど。しかしこれは、総括表で言えば、名称、摘要、数量、単位、単価、金額、備考まで書いてあって、それから、工事内訳書、詳細に用意されてるわけです。これは、数字を打ち込めば、合計も出るようにするには、業者が改めて、これ、つくらないといけないですか。PDFだから数字打ち込めないでしょう。業者はこれをつくり直さなきゃいけないんです。

○建築課長

内訳書に関しましては、施工者、落札される業者の方が、これは私どもでいきましたら積算システムの中で作成するような仕組みのシステムになっております。施工者の方につきましては、これはあくまでも参考数量書として、こういう形での拾いということで、それに基づきまして、各施工者のほうで単価等入力されて、自社での経費の算出等行われて、最終的に入札予定価格を組んでいただくというような形になっております。

○川上委員

単価、金額以外は名称、摘要、数量までは記入があるんですよね。ないですか。

○建築課長

委員おっしゃるとおり、その内訳書の中には直接工事費の算出の中には、各項目ごとの名称とか数量とか、平米数とかいう形での記載はなっております。

○川上委員

単価、金額、必要なら備考を書けば出せるようになってるわけです。さっき積算システムと言われましたけど、業者はこれを自分の持っているソフトに打ち込んで、つくって、独自のものとして市に出すわけですか。

○建築課長

一括して、そのもの全部を提出までの義務づけにはなっていないかと思います。入札に際しましては、そのページの2ページ目3ページ目、例えば、直接工事費の合計、それと共通仮設費、現場経費そして最終合計での工事予定価格というところまでのものを今告示の中では、提出を求めているかと思われま。

○川上委員

思われますと言われたってことはそちらでは責任を負えないということ言われてるんですか。契約課の仕事ですということなんですか。

○建築課長

失礼いたしました。思われますという表現があれですが、告示の中で必要参考数量書の内訳書のページNo.2に相応する項目について、例えば、記載してそれを、入札時に提出していただくという形で告示の内容はなっております。

○川上委員

今、No.2とおっしゃったでしょう。No.1が総括表です。No.2が内訳書になってますでしょう。この階層書とかいうのはとらないわけ。このNo.1とNo.2だけを出すわけですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:28

再開 10:29

委員会を再開します。

○川上委員

今の答弁は確認しました。それで、業者は、飯塚市からこういうものを参考とはいえ、何が要りますよと、数はこれだけですよということまで示されるんだけど、それを独自に自分の持っているソフトに、積算ソフトに移し替えて、という作業をするわけですか。

○建築課長

移し替えるといいますか、施工者の方のほうで、実際、この工事を受注される際に、実行予算を組まれますので、その部分につきましては、そういった積算システムに載せ替える施工受注者の方もいらっしゃると思われま。今の、こちらのほうで用意しております参考数量書のほうに、見積もりをとったり、それに記入をされて、計算をされる業者の方もいらっしゃるかと思われま。

○川上委員

そこで、この間、この工事内訳書が理由あるものであるかどうかについて、根拠のあるものとして提出されているかどうかをみる必要があるのではないかという質問したことがあると思います。どのようにチェックしてますかと。基本的には縦横の計算が合っていれば、それで確認してるという答弁だったと思うんです。この際ですね、市がここまで参考としてではあるけれども示して、そして各業者が積算のソフトで独自の判断も入れながら、つくり上げているものであれば、この工事総括表と工事内訳書だけではなくて、この階層書とか、明細書とかま

で提出してもらえれば、そのようにすれば、この工事総括表、内訳書の根拠が明らかになって、信頼が高まるのではないかと。なぜ100%なるのかとかね。ずっと計算して行って、やっぱり100%なるのかなとか、いつかも言ったと思うけども、市の設計と全く同じとかいうことがないかどうかというのはチェックしなきゃいけないでしょう。そういうこと必要ないですか。

○建築課長

内容につきましての部分で、委員おっしゃられます市の作成した単価その他と類似性があるかないかというチェックは今後は、必要だろうと思われませんが、今、現状といたしましては、その参考数量書の総括の部分につきましてのチェックを今、行っているところが現状でございます。

○川上委員

市の設計との類似性があるかないかについてチェックする必要があるのではないかというふうに言われました。市が工事に当たって、明細書の項目についてまで、数量についてまで、このように明らかにしてるわけです。だから、類似してくる可能性が非常に高いんです。全く一緒ってことはないかどうかとかいうことも含めて、チェックするためには、何の問題もないと思うので、この総括表、内訳書のほかに、あなた方が参考として示している内訳階層書及び明細書についても提出を求めるといふふうにするかどうか。答弁求めます。

○契約課長

委員ご指摘のように、市の積算の内容が当然漏えいするようなことがあってはなりませんので、この辺のチェックについても今後、厳重に実施していただきたいと思っております。それと、先ほど申されますように、内訳書の細部、提出範囲を広げてはどうかという貴重なご意見でございます。これにつきましても、告示の内容の中で謳い込む内容でございますので、委員会の中で検討させていただきたいと考えております。

○川上委員

国の法改正の趣旨に沿った提案をしたつもりなんです。ですから、積極的にその方向で検討してもらいたいと思います。

次に、公契約制度について、お尋ねします。この間、公契約制度については、市として、調査研究というふうにとどまっておったと思うんですけども、どのような調査研究をしたかについて、お尋ねしたいと思うんです。そこで、最初は、この間他都市での新たな公契約制度の実施がどのように行われているか、お尋ねします。

○契約課長

お尋ねの公契約条例につきましてでございます。現在までに全国で最低賃金を規定した公契約条例を制定された自治体は17自治体ございます。最近の動きとしましては、昨年度に加西市、我孫子市、加東市、この3市の自治体が最低賃金を規定した公契約条例の制定をされております。それから最低賃金等を含まない、いわゆる理念条例的なものにつきましては、昨年度に京都市が制定をされております。

○川上委員

それでは、他都市で公契約条例を議会に提出して否決された例について、調査がありますか。

○契約課長

議案となりまして、公契約条例が否決された例につきましては、西暦で申しまして大変申し訳ないんですが、2009年の5月議会で尼崎市が、2013年の11月議会で札幌市が、2014年の6月議会で山形市が、同じく2014年6月議会で船橋市、以上4市におきまして否決されております。

○川上委員

私は、その否決された理由を正確に捉えて、それを研究課題の1つにする必要があると思います。それぞれについて、否決の理由、否決というか、反対の理由というべきかについては把

握していますか。

○契約課長

4自治体全てにおいて、私のほうで把握はいたしておりません。ただ、我々契約の中でいろんな研究等行わせていただく中で、札幌市の否決の例におきましては、これにつきましては、やはり事業主さんのほうの非常に反感が多く、最低賃金を決定し、その分の人件費を確保することによって、新たな設備投資が実施できない、あるいは新たな雇用の創生に結びつけることができない等の支障を来す理由があるとの事業主さんからの声が上がりがちで、その動きに賛同された議員さんが多く、否決されたというふうに把握はいたしております。

○川上委員

わかりました。それもありました。それでそうしたことを含めて、市が条例案を準備する場合は、市民の共感が前提となる必要があると思うんです。それで、今、1つだけおっしゃったんだけど、ほかのことも含めて、どこをどうすれば市民全体の共感が得られるのか。そうしたことも研究テーマにぜひしてもらいたいと思います。

それで、今まで他都市のことを聞いたんですけれども、本市での調査研究、今答弁されたことは調査研究の成果の1つとしての答弁だったと思うんですけれども、この間、調査研究、どのように行っているのか、お尋ねします。

○契約課長

近隣の都市におきまして、直方市さんが、公契約条例につきましては、制度をされております。それで、直接直方市さんのほうに出向きまして、制定までの経過及び制定までの問題点、そして制定後の問題点等について、逐次情報交換を行いながら、現在検討させていただいてるところでございます。直方市さんのほうでは特命の担当主査をおかれまして、公契約条例の制定に向けて動いていき、かつ、先ほど質問委員も申されましたように、事業者さん、あるいは、いわゆる従業員さんですね、いずれからも意見等を聴取しながら、制定の必要性に向けて、いろんな研究を重ねていき、その後、審議会を設置された中で、制定をされていっております。こういった事例等も考えながら、先ほどまさに質問委員が言われましたけれども、私どもも、皆さんの声をお聞きする必要があるのではないかというふうなことで、今現在検討しているところでございます。

○川上委員

今の答弁からすると、これまでの調査研究の上に立って、今後の課題はこれとこれとこれだというようなところまでいってませんか。今後の課題を明確にされているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○契約課長

申し訳ありません。明確な課題といえますか、我々、調査研究させていただく中で、先ほども話がありましたように、直方市さんのほうにはかなり踏み込ませていただいて、いろんなお話をお伺いしております。アンケートをとった回答の内容までを拝見したところでございますが、事業主さんはやはり、この最低賃金等を定める公契約条例を制定することによって、やはり若干企業の活動に影響があるであろうという意見があったんですが、なおかつ、従業員さんの中にも、これはアンケートの回答の中にあっただのが、この条例が制定されることによって、いわゆる、例えばそれによって人員整理が行われて、自分が職を失ってしまうのではないかという不安等も見られたところでございました。これもお互いでお話をする中で、やはり行政のチェック機関というのが非常にやっぱりそこで重要になってくるんだなというふうな話もしているところでございまして、何といいますか、核心に迫った部分で、先ほども質問委員が申されますように、皆さんが喜んでいただけるような条例にしないといけないのではないかと、いうふうなところまでは考えております。

○川上委員

本市としては、今、言ったような内容での公契約制度が必要だという点はもうはっきりしていると思うんです、これまでの答弁中で。であれば、本格的な調査研究をする必要があると思うんです。今の状況では、調査研究も本格的でないし、今後の課題も明確でない。中間的なまとめの報告も文書でしようというような状況にもないということのようです。それで、他都市ではもっと突っ込んで、本格的にやって、制定に至った場合、否決された場合もあるんだけど、例えばですね、茨木市だとか、その他の都道府県段階もあるんだけど、公契約制度調査検討プロジェクトチームだとか、直方は特命のというふうにおっしゃいましたけども、そういう力を込めて、やっていこうという体制がいるんじゃないですか。それで、私は、どこが中心なるかは執行部で判断されると思いますけれども、この公契約制度調査検討プロジェクトチーム的なものを構築して、本格的に進めていく必要があるんじゃないかというように思います。執行部はどのようにお考えか、お尋ねします。

○総務部長

ただいま、川上委員のほうからいろいろご提案いただいております。同僚議員のほうからも昨年の9月でしたか、一般質問等の中で公契約条例を定住促進の観点から長期雇用とか適正な安定収入の確保といった観点から設置しないかということをご提案いただいております。今、るる担当課長のほうから申し上げましたように、制定の有無、必要性の是非も含めて、今勉強中でございます。ちょっと時間を要しておりますが、そういったところで、今担当部署のほうで、勉強しておりますので、引き続き勉強、検討させていただきたいというふうに思っております。

○川上委員

日常の業務の中で、検討していますとかいうようなニュアンスじゃなくて、もう締めくくりますけど、ぜひとも、特別チームつくって、どういう調査をしたか、どういう課題があるか、今後どうするべきかということが目に見えるように、足跡をつくっていかないと次の1歩が踏み出せないと思います。ですから、ぜひ特別チームをつくっていただくように要望して、質問終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立地適正化計画素案（骨子案）に対する12地区住民懇談会開催結果について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

5月31日に公表いたしました立地適正化計画素案（骨子案）につきまして、12地区で住民懇談会を開催いたしましたので、その結果を報告させていただきます。お配りしております資料をごらんください。

この住民懇談会は、計画素案（骨子案）につきまして、広く市民の皆様に計画の基本的な方針や考え方などを説明し、計画に対するご意見などいただくために開催したものです。なお、この懇談会は第2次総合計画に関する懇談会と同時に開催いたしました。当日は、アンケート方式による意見の集約も行っております。懇談会でいただきました主な意見を計画全般、区域設定、交通、地域活性化、その他に整理しております。

いただきましたご意見を幾つか紹介させていただきますと、計画全般の項目の中では、この1ページのところになります。この計画を評価していただくご意見があった一方で、黒丸の2番目、地域の切り捨てにつながるのではないかと心配を示されたご意見もありました。また1ページ、1番下の項目ですが、農地の保全がなされていない現状を指摘されたご意見もありました。

次の2ページの「区域設定」に関しましては、今回設定いたしますコミュニティ拠点の設定について、ご理解をいただきご意見をいただいております。また、区域設定のあり方についてのご意見もありました。

次の項目の「交通」につきましては、日常生活に支障を来さないよう公共交通の充実を求める声が出されております。

それから、3ページの「地域活性化」の項目におきましては、地区それぞれの課題についてあげていただきました。この項目の下から2番目のところですが、大学と地域のつながりをもっと深めていきたいというご意見もいただいております。

「その他」の項目で整理しておりますのは、項目の5番目のところになります。飯塚市の強みを生かした実質的な豊かさが感じられるまちづくりを求めるご意見や、次の4ページのところになります。若い世代の方々のためのまちづくりを行ってほしいというご意見、また、市民の生活を第一に考えた計画にしてほしいというご意見などをいただいております。

これらのご意見につきましては、次回の地域連携都市政策協議会に報告いたしまして、計画への反映について協議してまいりたいと考えております。

この後のスケジュールですが、8月17日に第5回の地域連携都市政策協議会を開催いたしまして、具体的な区域の検討を行っていく予定でございます。その後、区域案を市民の皆様に見ていただいたのちに、10月には計画の完成を目指していきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、立地適正化計画策定に関する報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年度飯塚市職員採用試験について」、報告を求めます。

○人事課長

来年4月1日採用分の職員採用試験につきまして、本年10月16日日曜日に近畿大学産業理工学部におきまして第1次試験を実施することとして、7月15日金曜日に公告をするとともに、広報紙8月号及び市ホームページにも掲載をいたしましたので、その概要につきましてご報告申し上げます。

本年度の職員採用予定人数につきましては、職員採用試験委員会におきまして、退職が見込まれる職員数などから、職種毎に必要な採用予定者数を決定したものでございます。

また、同委員会におきまして、これまで、第2次試験で実施しておりました「個別面接」を切り離しまして、最終の第3次試験として実施し、受験者一人当たりの面接時間をできるだけ多く確保することにつきまして決定をされております。

それでは、お配りしております資料に沿って説明をさせていただきます。資料をごらんください。

試験区分及び採用予定者数につきましては、まず上から、行政事務でございますが、行政事務全体では24名、上のほうから上級15名程度、初級5名程度、身体障がい者対象2名程度に加えて、今年度、新しい試みといたしまして、UIJターン枠として2名以内の採用を予定しております。このUIJターン枠といいますのは、現在、県外にお住いの民間企業等職

務経験者の方々を募集いたしまして、本市、飯塚市に来て、あるいは帰って来ていただいて、本市への定住促進につなげたいと考えているものでございます。

その下、次に、専門職でございますが、まず、学芸員を1名、また、それから、土木職が上級3名以内に加えまして、一昨年来実施しております民間企業等職務経験者枠2名以内の合わせて5名以内。続きまして、その下、電気職、化学職をそれぞれ1名、最後、保健師を2名以内としておりまして、全試験区分を合わせ、34名程度の採用予定数となっております。

次に、裏面を見ていただきますと、今後のスケジュールになりますが、9月12日月曜日まで試験案内等を本庁人事課や各支所等におきまして配付しておりまして、市のホームページからもダウンロードができるようにいたしております。

申込期間につきましても同様に、8月1日月曜日から9月12日までとしておりまして、郵送の場合は9月12日最終日の消印有効といたしております。

今回公告いたしました内容につきましては、就職情報サイト等に掲載するとともに地域情報誌におきましても案内する予定でございます。

また、県内の主要な大学や短期大学、市内の高校等に試験案内を配付するとともに、市役所の業務を紹介する公開セミナーを来月9月3日土曜日に開催する予定としておりまして、多くの方々にご応募をいただければというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、職員採用試験についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○梶原委員

今、説明していただきましたけれども、過去3年ぐらいで結構ですが、募集人員と受験者数はどうだったのか、お尋ねいたします。

○人事課長

お問い合わせの過去3年間の実施状況でございますが、まず、平成25年度につきましましては、38名以内の募集に対しまして、950名の申込者がございまして、そのうち642名が受験をいたしました結果、最終合格者数は36名でございましたが、実際の採用は34名となっております。次に、平成26年度につきましましては、35名以内の募集に対しまして、910名の申込者がございまして、そのうち610名が受験をいたしました結果、最終合格者数は33名でございました。実際の採用は32名となっております。最後、平成27年度でございますが、まず、10月1日採用予定として実施をいたしました身体障がい者枠2名程度の募集に対しましては、13名の申込者がございまして、13名全員が受験をいたしました結果、最終合格者数2名でございましたが、実際の採用は1名となっております。その後、通常募集の27名程度の募集につきましましては、1023名の申込者がございまして、そのうち673名が受験いたしました結果、最終合格者数は28名でございましたが、採用につきましましては、24名という結果になっております。

○梶原委員

今、3年間の結果を聞かせていただきましたけれども、大体、最終合格者数から1、2名程度、昨年については4名ぐらい減の採用になっておるようではございますけれども、昨年度、採用試験で合格されて、辞退者があったと聞いておりましたけれども、そういうことで、辞退者が出るということは、その数だけ欠員があると思われまして、現在、どのようにその欠員を、実際ならば、昨年度でいきますと、昨年は28名の予定で24名ということではございますけれども、その4名の本来ならば配属される予定の部署では、欠員になったと思われまして、近年職員数が減っております。業務に支障を来すのではないかとおられるので、その後についてはどのように対応されておるのか、お尋ねいたします。

○人事課長

辞退者が出ることによりまして、職員が不足する対応についてでございますが、次年度の計画定員を充足できない場合につきましては、緊急措置といたしまして、再任用職員あるいは臨時職員で補充をすることにしております。

○梶原委員

緊急措置として、再任用と臨時職員で補充ということですが、臨時職員で対応している場合に、事務職についてはいいかと思っておりますけれども、技術職によっては専門知識等もいるんだろうと思うので、本当にその臨時職員で対応できるのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:01

再開 11:10

委員会を再開いたします。

○人事課長

技術職等の技術を持った方の欠員についてでございますが、再任用職員の中にも大変な技術を持った方がいらっしゃいますので、そのあたりを有効に活用するようなことも含めまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

○梶原委員

ぜひ、業務に支障の起こらないように、その辺、十分配慮していただきたいと思っております。それから、ここ近年ですが、特に、来年の3月には、定年退職を迎える方が結構多いようであります。また退職勧奨や早期退職によって、職員数がまた、相当減るのではないかと考えられます。それについては、やはり市民サービスの低下を招かないようにしていただきたいと思っておりますが、職員定数の確保は必要不可欠ではないだろうかと思っておりますが、現在、採用試験の状況を見てみると、一般職等については応募がものすごく多いんです。しかし、技術職については、やはり、大体10人前後ということで募集定員も少ないんでしょうけれども、それだけが原因だとは思っておりません。実際には、近所に建築やら土木系の学校も少ないし、また、今、民間企業のほうが待遇がいいということで、そちらに流れていく分も多々あるかと思っておりますが、やはり近年では、受験者数が少ないように思います。そこで、受験者数をふやすために市としてどのような取り組みをされておられるのか、お尋ねいたします。

○人事課長

質問者おっしゃる通り、何とか辞退者出さないという方法と応募者をたくさん集めるという2つの方法がございます。それにつきましては、市のほうといたしましても、先ほどご説明の中で申し上げましたとおり、来月9月3日に、公開セミナーを行いまして、飯塚市の魅力の発信というものに努めてまいります。これは、平成22年度から今年で7回目になりますが、なかなかの効果があるのではないかとこのように人事課のほうでは判断をしております。

それから、もう1つ、攻めのアピールといいますか、各学校に、新卒者狙いなんですけれども、各学校のほうに訪問いたしまして、人事課は人事サイドで各学校で行われます合同説明会等に参加を積極的にさせていただきまして、これもまた飯塚市のいいところをアピール、一緒に働こうというところで、PR活動に努めております。また、都市建設部のほうにおきましても、別ルートでOB訪問などをしていただきまして、なるべく優秀な人材がたくさん受験していただけるようにこちらのほうも努めてまいっている状況でございます。

○梶原委員

今努力されているとは思いますが、大学生につきましては、実際には夏休み前に就職の決まっておられる方もたくさんおられると思うので、できましたら、もっと早く動いていただければ、まだ多数の応募者があるのではないだろうかと思っております。採用試験の時期については、過去にも早くしたことがあるということでしたけれども、そういったことも考慮に

入れていただければと思っておりますが、本市においても、なかなか職員の確保というのが難しいのだらうと思っておりますけれども、しっかり、定員以上の確保ができるような形でしていただければいいと思っておりますが、行革にとっては、あんまり人間ふやしても、ということになるかもしれませんが、そこで、行政職については、採用予定者数に今回、上級と初級、障がい者の方の分について、「程度」という形で、設けてあるわけですけれども、土木職については「以内」となっております。その辺で、やはり人数の確保に難しい部分もあるかもしれませんが、「程度」と「以内」としておる部分の区別するのは、どういう理由で区別されてるのか、お尋ねいたします。

○人事課長

行政事務の予定者数を「程度」とさせていただいている理由について、ご説明申し上げます。今回、UIJターン枠を除く行政事務職につきましては、身体障がい者、この枠2名を含む22名を採用予定としておりますが、ご承知のとおり、この身体障がい者枠2名の確保というのが非常に難しくなっております。ここ近年の傾向ではございますが。そして、上級もしくは初級におきまして、もし身体障がい者の方が採用できなかった場合、その不足数を補って、来年度の行政事務職の職員数の欠員をできるだけ防ぐために、昨年に引き続きまして、「程度」という表記をさせていただいたところでございます。

○梶原委員

「程度」と「以内」とわざわざ区別しなくても、土木職等の募集についても、3名程度というような形でしてもいいんじゃないかと。詳しい中身はわかりませんが、別に区別しなくても職員の確保には問題はないんじゃないかなというふうに、自分では理解しておりますけれども、その辺はちょっと考慮していただいて、ただ、現在、辞退者も結構おられるようですが、そういった場合に、合格者を確定してしまっていて、そのあと辞退された場合に、後の確保ができないので、再任用の方や臨時の方をとということですが、できたら、言い方悪いですけど、補欠合格者の確保を考えてはどうかと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○総務部長

ご提案、ありがとうございます。実際問題として、先ほど数字申し上げましたように、採用辞退者等が出て、必要数、各職員の確保ができてないという現状もでございます。ご提案いただいた内容も含めて、検討させていただきたいと思っておりますが、数の確保も大切ですし、質の確保も必要になってきますでしょうし、その辺の兼ね合いを見ながら、行政運営に支障のない職員採用事務を進めていきたいというふうに思っております。

○梶原委員

ぜひ、お願いしたいと思っておりますが、今後優秀な人材を確保するためには、他市町に負けないような人材を確保できるように、努力していただいて、職員採用に当たっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「朝型勤務(ゆう活)」の試行について、報告を求めます。

○人事課長

「朝型勤務」の試行につきまして、補足説明をさせていただきます。

職員が、朝早めに出勤し、夕方早めに帰ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の抑制のため、試行といたしまして昨年実施いたしました「朝型勤務」の取り組みにつきまして、昨年試行の結果、時間外勤務が約16.6%減少するなど、一定の効果が見られま

したので、実施後のアンケート調査の結果などを通じまして、幾つかの点を見直した上で、本年度も引き続き試行いたしますので、ご報告申し上げます。

それでは、提出しております資料に沿って、説明させていただきます。資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

まず、中段あたりになりますけれども、1番目、実施期間につきましては、去年は8月3日から8月31日までの約1カ月間でしたが、これを本年度は明日8月4日から9月30日までの約2カ月間といたしまして、参加の機会をふやすことで、より多くの職員の体験から効果をはかろうとするものでございます。

その次、2番目の目的につきましては省略させていただきます

その下3番目、対象とする所属でございますが、去年は、その業務内容から、窓口業務や相談業務などを中心とした部署を除き、「総務部、各種委員会、財務部及び経済部」の16所属について実施をいたしました。本年度は、通常の勤務時間が8時30分から17時までとしている全所属を対象としたいと考えております。これも、それぞれに所属所属の事情が前提となっておりますが、それは各所属におきまして、十分に考慮していただき、より多くの職員の参加によって、可能性を広げ、その効果をはかろうとするものでございます。

次に、その下4番目でございます。対象職員でございますが、去年は管理職を除く正規職員を対象として実施してまいりましたが、本年度は管理職にもその機会を与え、取り組みの状況を把握させるとともに、みずからも実体験によってその効果をはかろうとするものでございます。

次に、1番下5番目でございますが、勤務時間でございます。去年は、出勤時間を30分早め、30分早く退庁するという朝8時から16時30分までの「朝型勤務」でございましたが、本年度はこれに加え、それぞれ1時間早める、朝7時30分から16時までのパターン、もう1パターンを設けまして、多様な生活スタイルに対応させようとするものでございます。

なお、職員はもとより、来庁者の皆様方にも十分にこの取り組みをご理解いただくために、広く広報の充実にも努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）説明会実施状況について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

第2次公共施設等のあり方に関する基本方針の説明会を実施いたしましたので、その状況についてご報告させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。説明会につきましては、1.に記載いたしておりますとおり、市内12カ所の地区公民館で行っております。今回の説明会につきましては、まちづくり推進課と合同での説明会という形で参加者は361名となっております。

次に、説明会での意見については、2.に記載をさせていただいております。主な意見といたしましては、一番上に書いておりますけど、個別の計画をつくる場合には、地元と協議をした上で、決定して欲しいといったような意見、それから周辺地域、それから旧町、そういったところについては、これからは公共施設が減るのかなというような、ちょっと不安めいたご意見もいただいております。それともう1つは、公共施設が将来の負債になるということから、もっととどンドンやるべきではないかといったような意見まででしております。

次のページをお願いいたします。2ページから4ページまでは、説明会でアンケートを実施

いたしております、その結果でございます。このアンケートの項目につきましては、昨年の6月に実施しました市民アンケートと同じ質問項目で行っております。結果といたしましては、公共施設の維持についての考え方としては利用が少ない施設や老朽化した施設は廃止するか、類似の施設と統合や複合化するなどをしたほうがよいと答えられた方が66%と最も多くなっております。それから、次に、優先的に保持すべき公共施設等についてという問いにつきましては、公民館、文化会館、図書館が多くなっております。それから、公共施設等の立地場所については、集約をしたほうがよいという意見と、分散して立地したほうがよいという意見が分かれているような状況でございます。

次のページをお願いいたします。公共施設の立地場所については、どこがよいかということでございますが、駅やバス停など交通機関の周辺や郊外など、自動車での利用が便利なところといった、いわゆる交通の利便性がよい所ということでの回答が多くなっております。

これらの項目につきましては、いずれも前回実施しました市民アンケートの結果とほぼ同じような結果となっております。それから、その下につきましては、アンケートの自由意見と言うこととなりますが、内容については記載させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。